

参議院議員石上俊雄君提出我が国が直面するエネルギー問題への対応に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、再生可能エネルギー等を活用した分散型エネルギーシステムの構築の推進は、エネルギー政策の観点のみならず、地域活性化の観点からも重要であると認識している。また、これまでも再生可能エネルギーの導入拡大に資する様々な施策を講じており、引き続き、地域の特性を踏まえつつ、取組を進めていく考えである。

御指摘の「電圧や周波数などの電気の品質確保」については、再生可能エネルギーの出力の不安定性等の課題に対応すべく、大型蓄電池の制御技術等の実証や送配電網の整備等の取組を進めている。

御指摘の「北海道や東北地方における送電線の増強」については、例えば、北海道及び東北地方の一部の風況がよい大規模風力発電の適地であって送電網が脆弱な地域に限定して、送電網の整備及び関連する技術の実証を行っている。

御指摘の「コスト力の強化」が再生可能エネルギーの発電コストの低減を意味するのであれば、平成二十八年五月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改

正する法律（平成二十八年法律第五十九号）において、入札制度の導入、中長期的な調達価格の目標の設定等の再生可能エネルギー発電設備の効率的な導入を促す仕組み等を盛り込んでいる。

御指摘の「蓄電技術の開発」については、大型蓄電池の制御技術等の実証や、蓄電池等をいわゆるIOTにより統合的に管理・制御し、電力取引に活用するための技術実証等の取組を進めている。

御指摘の「大規模システム導入に係るコスト負担」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

政府としては、以上に述べたような取組を通じて、再生可能エネルギー等の導入拡大に向け、取り組んでまいりたい。

二について

お尋ねの「省エネルギー効果の高いエアコン、冷蔵庫、LED照明などの電気機器」（以下「省エネルギー効果の高い電気機器」という。）の普及促進は、徹底した省エネルギー社会の実現の観点から重要な取組であると考えている。

このため政府としては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）に

基づき、エアコンデিশヨナー、電気冷蔵庫、エル・イー・ディー・ランプ等二十九機器をトップランナー制度の対象に指定し、当該機器のエネルギー消費性能の向上を図っている。

また、トップランナー基準を満たす機器等の普及を促進するため、同法により、一般消費者に対するエネルギー消費性能等の情報提供を促進するとともに、事業者に対し、設備を新設する場合にトップランナー基準を満たす機器等の採用を考慮すること等を求めている。加えて、例えば、平成二十九年予算において省エネルギー投資促進に向けた支援補助金を措置し、事業者におけるトップランナー基準を満たす機器等の普及を促進している。

また、一般消費者に対し、省エネルギー効果の高い電気機器への買換えを促す国民運動を実施している。今後とも、引き続き徹底した省エネルギー社会の実現に向けて必要な取組を進めていく。